

高齢者運転免許証自主返納支援事業手続きの流れ

① 警察で免許返納



まずは警察に免許を返納
しに行きましょう。

茨木市交通安全キャラクター トラボ

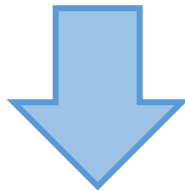
・茨木警察署、運転免許試験場において、運転免許証の全部返納申請をしてください。

【持ち物】運転免許証

このとき、「運転免許の取消通知書」を受け取ってください。

※免許を返納すると、帰り道の運転はできませんので、お気を付けください。

② 市役所で申請



次に市役所で特典の
申請をしましょう。

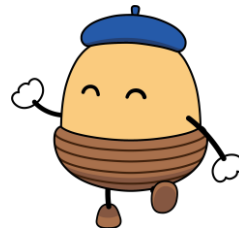
・茨木市役所交通政策課で「高齢者運転免許証自主返納支援事業」の申請をしてください。

【持ち物】「運転免許の取消通知書」・印鑑・健康保険証等本人確認できるもの

※ご家族等代理人による手続はできません。必ずご本人様がお越しください。

※申請時点で予算額を上回っている場合は、申請を受け付けられません。

③ 特典を受け取る



特典を受け取りに
行きましょう♪

・②の申請後1ヶ月程度を目途に、交通政策課から「高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書」と各特典の「授権証」を交付します。それぞれ期限までに所定の場所で特典を受けてください。（詳しくは本申請の際にご案内します）

・**グランドパス**⇒阪急バス茨木営業所（年中無休）、茨木市駅営業所（営業日は月・火・木～土（水曜・日曜・祝日は休み）、月末3日と月初2日（水曜日曜・祝日も営業）、栗生団地案内所（営業日は月末3日と月初2日のみ）

※6,000円を超える分は自己負担（現金のみ）となります。

※授権証・印鑑・写真（縦3cm×横2.5cm）・本人確認ができるものが必要

・**I C O C A**⇒茨木市役所 ※印鑑、本人確認ができるものが必要